

平成 29 年度（2017 年度）第 3 回宝塚市人権審議会 会議録

- 1 開催日時 平成 29 年（2017 年）10 月 19 日（木） 14 時から 16 時半まで
- 2 開催場所 上下水道局 3 階 第一会議室
- 3 出席者 委 員 21 名中 17 名出席
事務局 10 名出席

4 協議事項

(1) 第 3 次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（案）について

①第 1 章～第 3 章及び第 5 章の変更について

②第 4 章 個別の人権問題に対する取組

1. 同和問題

3. 女性

4. 高齢者

5. 子ども

(2) 第 4 回人権審議会について

(3) 報告事項について

5 内 容

事務局

それでは定刻となりましたので、ただ今から平成 29 年度（2017 年度）第 3 回宝塚市人権審議会を開催いたします。

委員の皆様には大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

はじめに、本日の会議の成立についてですが、本日の委員出席者数は 17 名であり、定数が 21 名ですので過半数を超えており、宝塚市人権審議会規則第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それではこれからの議事進行につきましては、審議会規則第 5 条第 2 項の規定によりまして、会長にお願いしたいと思います。

会長

あいさつ

傍聴希望者はありますか。

事務局

本日の傍聴希望者はありません。

- 会長 本日の議題は、第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（案）の第1章から第3章、第5章の変更について、及び第4章の前半についてです。
事前に委員から意見をまとめた資料をいただいておりますので、そちらも適宜参照しながら進めます。
それでは目次から進めます。
- (一同前回の指摘通りに変更されている点について確認。)
- 会長 「9. 様々な人権問題」の項目において、「ハンセン病患者・元患者など」と記載されていますが、前回の議論では「ハンセン病患者」とは記載せず、「元」などを付けて記載すべきではないかという意見がありました。これについては、ハンセン病患者が現在もいらっしゃるのか否かが問題となります。患者の方が現在もいればこれで良いと思いますが、いないのであれば元患者のみを記載するほうが良い。事務局はどうお考えですか。
- 事務局 インターネット等で調べますと、年間に数名ではございますが患者が存在すると分かりました。そのため、「ハンセン病患者・元患者」と並列で書かせていただいております。
- 委員 国や県などでは並列して記載しているのですか。
- 事務局 国では並列して記載されています。
- 会長 それではこれで変更なしとします。
では次に本文に移ります。「第3次基本方針策定の趣旨」について、ご意見ありますか。
- 委員 この方針は一般の市民、ひいては外国出身の市民の目にも触れるかと思いますが、「わが国では・・・」と記載されているため、外国出身の市民からすれば非常に疎外感を感じるおそれがある。たとえば「日本では・・・」と置き換えてみてはどうでしょうか。
- 会長 読み手の気持ちを考えれば、ごもっともな意見だと思います。事務局はどう思われますか。

事務局	ごもっともな意見だと思いますので、修正させていただきます。
会長	それでは他に意見はありますか。
委員	この方針の策定は第3次になりますので、すでに部落差別解消の推進に関する法律が施行されています。文章内に「同和問題」が多く出てきますが、教育の啓発の基本方針ですから、「同和問題」をきちんと「部落差別」と記載すべきではないでしょうか。
会長	法ができた中で、国も部落差別があることを認めている。そうであれば遠慮なく替えて記載すべきというご意見です。ごもっともだと思います。
委員	いわゆる同和問題は部落差別の結果、土地差別や結婚差別が起きるわけで、根源は部落差別であることは皆さんお分かりだと思います。「同和問題」というのは行政用語ですが、法律としてきちんと「部落差別」と明記されたものができたわけですから、そこは替えることができます。新しい考え方のもとで替えられるところは替えるべきだと思います。
副会長	私もここは「同和問題」ではなく「部落差別」ときちんと明言するほうが良いのではないかと思います。宝塚市がここできちんと明言すれば、他自治体も追随することになり、先陣を切ることになるのではないのでしょうか。せっかくできた法律を最大限に活かすためには明言すべきです。「同和教育」という語句は成立してしまっているのですが、替えることは難しいですが、「同和問題」を「部落差別」に言い換えることは十分できると思います。
会長	該当箇所の「同和問題」を「部落差別」と置きかえて読んでみても何も問題はない。「同和問題」は行政用語で使っただけですが、「部落差別」以外の何物でもない。行政側で困るという事情がないのであれば、替えたほうが良いと私も思います。事務局から何か意見はありますか。
事務局	市が定めております第5次総合計画後期基本計画というものがありますが、そこでは施策展開をしていくうえで「同和問題」という語句を使っています。これを機会に替えていくということであれば、そういったところも後期基本計画の中で周知していく必要がある。ただ、皆様のご意見によって替えるうえで、先ほど「同和教育」という語句は成立してしまっているというご意見がありましたように、同和に関してどこまで替えていくか

につきましては、様々なところで用いられているため、検討が必要であると思います。

会長

替えてそこから新たなスタートを切るという意味もあって良いと思いますので、替えていきましょう。

一点検討をお願いしたいのですが、「今なお同和問題をはじめ・・・」とあってその後にインターネット上の人権侵害、ヘイトスピーチなどの様々な人権問題が羅列されていますが、これらは近年新たに加わったものです。したがって、同和問題に加えて近年新たにそれらの人権問題が加わったことで複雑・多様化していることがもう少し伝わりやすくするため、「近年」や「加わる」などの表現を足してみてもはいかがでしょうか。検討をお願いします。

では次に「第3次基本方針策定の背景」に移ります。ここでは前回の形式が改められ、文章は3行にまとめて、大部分は年表で表されています。委員より、「今回の案では、経緯についてなぜ変わったか、それでどうだったかなどが削除されていますので、修正内容が前回の議論の趣旨と違う」との意見をいただいております。「①再度評価内容を残す形に再度作り直す、もしくは②項目の最初の部分と最後の課題の部分をまとめて冒頭の本文として、経緯は文章と表のまま本文の後に罫線で囲むなどで本文と区別する」という案が出されています。補足で説明はありますか。

委員

本日配っていただいた追加の資料は、同和対策に関する時系列の表です。事務局が作った表はただ年数などを羅列して四角で囲っただけである。この資料のように表の作り方を工夫すればもっと見やすいものができるのではないかという提案です。

会長

事務局側作成の表は完全に年表ですが、こちらの資料は時系列の表になっており、分かりやすい。ただ、この資料は同和対策に関するものだけで、策定の背景には同和対策だけではなく他に関するものも出てきます。それらに関して、また別で表を作るのかという問題が出てきます。ここでは人権の主な経過を見ていくところだと思いますので、この年表も良いと思います。皆さんはどう思われますか。

委員

見やすいといえば、こちらの資料は同和対策に限定してあるので私たちは見やすいと思いますが、限定がなければ、今回の案では国連など・国内・宝塚市それぞれの経過が見られるため、分かりやすい。

会長 分かりやすいですね。表はこのまま今回の案でどうでしょうか。

(一同異議なし。)

会長 では次に進みます。「人権に関する取組の経過は年表のとおりです。」という記載について、この年表は日本国内外、及び宝塚市の現状です。「取組」ではないので文言を変えられたほうが良いのではないのでしょうか。

また、皆さん年表を見られたかと思いますが、抜けているところがあります。

(年表の追加・修正すべき点について確認。)

副会長 細かいことですが国連の動きの欄で、条約の批准についても記載することができるのであれば、したほうが良いと思います。

会長 では次に「3. 基本方針の位置付けと他計画との関係」に移ります。最初の4行は文章がおかしいので修正してください。また、第5次宝塚市総合計画後期基本計画を上位計画としていることがここで記載されていますが、ここでは人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が2000年できて、それに基づいて第1次の基本方針、第2次の基本方針が策定されたことを記載すべきです。整理しておいてください。

事務局 ご意見よろしいでしょうか。まず会長がおっしゃられていますとおり、まず人権教育及び人権啓発の推進に関する法律ができました。そしてそこでは、地方公共団体がこの法律に基づいて人権教育啓発基本方針を策定することが盛り込まれています。したがって、本市でもその法律に基づいて平成14年から基本方針を策定してきました。そのため、このような表現をさせていただいております。また、まちづくり基本条例というものがあり、その中で市の施策の方針を一番大本でつくっているのが総合計画です。したがって、上位下位というよりも、法律にも総合計画にも両方に基づいている2本立てであるという表現にさせていただくということはいかがでしょうか。

会長 では整理した表現への修正をお願いします。

それでは「4. 第2次基本方針の成果と課題」に移ります。「(5) 市民協

働」では、「市民が主体的に参画できるように」という文言を削除すべきという提案が出ています。よろしいでしょうか。

では次に「(7) 広報・啓発活動の推進」については、ツイッターを本当にやっているのかという意見です。

事務局 性的マイノリティの取組に関してのツイッターはやっています。

委員 ツイッターは商品名ではないのですか。ここにツイッターと記載されていることに違和感がある。

事務局 SNS等、表現を改めます。

会長 では第3章に移ります。こちらは前回の議論により、全文書き直していただきました。「(1) 幼稚園・保育所(園)」の項目において、前回では「子どもの最善の利益を考慮」という文言を残すという議論でしたが、なくなっています。また、「(2) 学校」においても、前回では「差別されている子どもに寄り添う」という意味の言葉を盛り込むという議論でしたが、盛り込まれていません。修正をお願いします。

委員 「1. 学校・幼稚園・保育所(園)」の本文に「(園)」が入っていないので統一してください。

委員 「人権に関する内容や意義についての知的理解を図り」という言葉が記載されていますが、「知的」は必要でしょうか。

委員 「人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し」という文言についても、「直感的」という言葉はそぐわないと思います。

副会長 その後の「知的理解と人権感覚を基盤として」という文言についても、「それらを基盤として」という表現に修正したほうが良いのではないのでしょうか。

会長 修正をお願いします。

では「2. 家庭・地域・職場」に移ります。「(2) 地域」について、本文中の「PTA」を「PTA・育友会」への修正をお願いします。宝塚においてはPTAではなく育友会という名称のところもあります。

では前回分は終了し、第4章へ移ります。こちらも事前に委員から意見をいただいておりますが、まず全般的なものとして、経緯の説明の部分については四角で囲み、他と区別して分かりやすくしてはどうかという提案です。いかがでしょうか。

(一同意見なし。)

会長 分かりやすくするために一応原則的に四角で囲むということにしましょうか。

次に、同和問題の項目に入ります。6段落目において、「前回調査と比べて」という文言がありますが、前回調査のグラフが示されていないので比較できません。グラフを追加するか、もしくは本文の修正をしてください。

事務局 本文に従いまして、前回調査のグラフを追加させていただく予定です。

会長 お願いします。他に意見はありますか。

副会長 部落問題について説明している文章が、差別されている被差別者が誰なのかということがものすごく曖昧である。同和地区・被差別部落などに地縁や血縁を結ぶ様々な人が、結婚や就職に際して差別を受けるという課題であることがきちんと分かるように、言い切った文章に改めたほうが良いのではないのでしょうか。

会長 「同和地区・被差別部落などと呼ばれる」という書きぶりは、外から見たような視点に見える。副会長が今おっしゃられたような書き方に修正をお願いします。

また、「同和問題」「部落差別」「部落問題」、いずれの語句を使うかは統一性の問題がありますので、考えておいてください。

では他に意見はありますか。

副会長 市民意識調査の結果を述べている箇所、同和地区に関する発言を聞いた際に「反発・疑問を感じ、相手にその気持ちを伝えた」人の割合(4.8%)が記載されています。それよりは、「そのとおりと思った」「そういう意見もあるのかと思った」人のほうが多数です。その人たちがきちんと行動できる人によって変わっていかないと行かないので、どちらかといえばこちらを用いるべきなのではないのでしょうか。

事務局	<p>ごもっともな意見だと思いますが、事務局で出た意見としては、「そういう意見もあるのか」という回答設定に関して、曖昧であるということです。単に、ふと、そういう意見もあるのかと思ったのか、もしくは、発言に対して肯定的に捉えているのかが見極められない。したがって、この人たちを行動できる人に変えていかなければならないのはもちろんですが、ここでは明確なものを用いるべきという考えから、「反発・疑問を感じた」という明確で分かりやすいほうを用いています。この行動できた人が4.8%しかいないというこの少なさを明確に表現したほうが良いと判断しました。</p>
副会長	<p>同和地区の人との結婚についての調査結果においても、「わからない」という回答が前回よりも増えています。このような曖昧な答えが増えていることが今回一番大きな特徴だと思います。</p>
委員	<p>どんな設問であろうが「分からない」、「知らない」、「知らなかった」は限りなく差別する側に立ちます。その認識のもとに、啓発に使うわけですから、このデータの中からどれを用いるのかは大きな問題だと思います。差別をなくすためにはこの曖昧な人たちがまだこれだけたくさんいる、だから教育・啓発が必要であるということを示す必要があると思います。</p>
事務局	<p>曖昧なところを否定しているわけではございません。行動できた人が4.8%しかいない、少ないことを表現したほうがより目立つのではないかと思ひ、こちらを用いています。「わからない」はあまりに曖昧で、読む側に伝わりにくいのではないかと考えました。もちろん、その曖昧な人たちを変えていかなければならないことは承知しております。この4.8%という数字がもっと大きければよかったのですが、わずかこれだけしかいないということが非常に残念という意味で記載しております。どちらを記載するのが効果的かは皆様に決めていただきたいと思います。以上が事務局側の意図です。</p>
委員	<p>どちらか一方ではなく両方記載してはどうですか。</p>
会長	<p>両方記載をお願いします。 では次ページに移ります。</p>
副会長	<p>最終段落において「これまでに積み上げてきた成果を踏まえ」と急に書</p>

かれています。これは何を意味して書かれているのか分からない。もし意味していることがないのであれば、「上記のような市民意識に鑑み」などの表現に変えたほうが良いのではないのでしょうか。

会長

引き続き最終段落について意見します。ここは同和問題の項目なので、はぐらかすのではなく同和問題のことをきちんと書いてください。

では次に「(1) 人権啓発活動の充実」の項目に移ります。委員より、「市民がより主体的、自主的に関わり、参画しやすい教育啓発事業を進めていきます。」という表現について、「市民と行政の協働で教育啓発事業を進めます。」という表現に変更するよう提案されています。

(一同意見なし。)

会長

では次に移ります。3段落目に「市職員として毅然として対応ができるよう・・・」と記載されていますが、これはどういう意味でしょうか。学びや共に考えようという姿勢は「毅然」ではないと個人的に思います。

次に「(2) 学校・幼稚園・保育所(園)における取組の活性化」に移ります。「同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、全領域に位置づけた人権教育全体計画を作成し、総合的に取り組んでいきます。」「同和問題をはじめとする様々な差別を解消していく力を育成します。」等、このような表現が各所で見られますが、この項目は部落問題の項目です。人権教育全体のことを述べる場ではありません。

副会長

それと同じ箇所、教職員についてのところですが、教職員一人ひとりが部落問題学習を実施できる力を身に付けるために、研修体制を組み直すという旨の明確な表現が必要なのではないかと思います。

また、ここからは質問ですが、新任教職員は年に何度も研修を受けることになっているかと思います。その中で人権文化センターに必ず一回は行くということになっていますか。なっていないのですね。地域の実情を知らながら部落問題学習をするという機会を組み込めばずいぶん変わると思います。

委員

今おっしゃられたのは第3章(あらゆる場における人権教育・啓発の推進)の問題なのではないのでしょうか。ここは各論の同和問題のところから、一般的なことは第3章で記載するほうが良いのではないのでしょうか。ここは同和に限って学校等で何をしていくかを記載するところです。

会長

私が気になったのは、「人権上の課題を有する幼児・児童生徒一人ひとりの」という文言です。「有する」という言葉を日本語として使いますか。

「人権上の課題を抱えた子ども一人ひとりの」という表現に変更するよう提案されています。これは文言整理をしていただけますか。子どもは「抱える」ではありません、「抱えさせられている」のです。間違った言葉を使ってはいけません。違う言葉を検討しておいてください。

そして、この項目はどうしても納得がいかないので、私のほうから文章の修正案を読み上げさせていただきます。

(以下、読み上げられた修正案)

学校は地域の実態、幼児・児童・生徒の基本的な生活実態や基礎学力の定着状況、人権意識などを的確に把握し、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉え、人権教育全体計画の中に、発達段階に応じて系統的に同和問題学習をきちんと位置付けて取り組みます。

幼稚園・保育所（園）では、その基礎となる人間関係、豊かな言葉や表現、自分や他人の命の大切さや生きる力を培います。

子どもたちには、差別を見抜き、差別を許さない力を育成します。

教職員及び保育士は、自らが差別の実態を深くとらえ、差別される側の視点に立って、すべての子どもの自己実現を図られるようにしなければなりません。

家庭や地域、人権・同和教育協議会の進路保障委員会、生徒指導連絡協議会の追指導とも連携して、学力保障、進路保障の充実を深めます。

家庭・地域とともに、部落差別のない社会を作り上げるため、人権参観・懇談の内容を充実させていきます。

ということで全文書き直していただきます。

では次に「(3) 人権文化センターの取組」に移ります。委員より、福祉・コミュニティセンターという記述について、中点を抜いたうえ、いわゆるという意味で括弧付けをして「福祉コミュニティセンター」と記述する提案が出されています。

(一同意見なし。)

委員 (2)に戻って申し訳ございませんが、項目名の「学校・幼稚園・保育所」の後には「(園)」も追加するのでしょうか。

会長 そうですね。追加をお願いします。

委員 では4段落目の「保・幼・小・中学校」という表現についても「(園)」を追加するのでしょうか。

会長 ここはこのままで良いかと思えます。
では議論を「(3) 人権文化センターの取組」に戻しますが、ここの文章は何か抜けていませんか。ここは同和問題の項目です。人権文化センターの一番の役割は同和問題・部落問題の発信拠点となるということを書くべきです。その一つが解放文化祭です。
では次ページに移ります。「(4) 人権相談の充実」において、委員より、「関係行政機関・団体などへの紹介・取り次ぎなどの適切な解決を図ります。」という表現について、「関係行政機関・団体などへの紹介・取り次ぎなどで適切な解決を図ります。」という表現への変更が提案されています。

委員 「などの」のままだと、紹介や取り次ぎ自体が解決になってしまう。そうではなく、それを通じて解決を図るのではないのでしょうか。
(一同意見なし。)

会長 次に「(7) モニタリング制度の取組」では、「導入していきます。」という表現を「導入します。」と言い切ってくださいという提案です。
(一同意見なし。)

会長 「(6) 本人通知制度の取組」の項目は、もっと具体的に踏み込んで書いてほしい。何年たってもこの制度の利用者はほんの数%です。この現状をどうするかを書いたほうが良いのではないのでしょうか。たとえば成人式の時に配布し、そこで申請してもらおう。もしくは人権文化センターで申請できるようにしておくなど。「周知と適正な運用を行います。」というこのままの書きぶりではまた同じことです。

委員 この方針を5年で見直すのであれば、現状を書いて、この5年間でさら

に徹底した周知が必要だということを書いてみてはどうか。そして5年後にどうだったかを評価すれば良い。

会長 お願いします。

副会長 部落問題全体についての意見です。部落差別解消の推進に関する法律ができて、その理念に則っていると書かれています、あまり前回と変わっていない。「同和問題」が「部落差別」になったくらいの変化なのではないかと思う。それはそれで残念だと思います。せっかく大切な法律ができたのに、それを現実問題にする何かは特にないのかと気になった。項目としては変わっていない。努力義務ではありながら自治体としていろいろできると思う。

会長 たしかに前回と全く一緒の箇所がある。法ができたのだから熱意のある文章をお願いします。

では次に「3. 女性」に移ります。意見はありますか。

副会長 内容的におかしいと思ったのですが、DVに関する記述箇所で、ストーカー行為等の規制等に関する法律の制定が述べられています。たしかに、現在DVにもこの法律が使われていますが、この法律ができた背景としてはDVは特に関係ありません。この説明だと、この法律がDVに関して制定されたように見えてしまうので、修正する必要があると思います。

引き続いて、この項目全体に関わることなのですが、「ジェンダー」という言葉がたくさん使われている。セクシュアル・マイノリティの施策と連動させるためには、人間の性を男女の二つだけと捉えてそれぞれに役割を与え、その二つだけで恋愛が成り立つという考え方を問う必要があると思います。それが結局ジェンダー意識の根本にある。そこをきちんと説明したほうが、なぜ宝塚市がパートナーシップ施策をしているかというところにも繋がるのではないかと思った。表現を工夫していただいたほうが良いと思います。

セクシュアル・マイノリティの子どもたちをどうするのかや、パートナーシップのことをうまく繋げていかなければ、結局そういった特別な人がいるということで、特別視を与える教育になってもいけない。根本的などころからセクシュアル・マイノリティのことを捉えるということを施策のところできちんと謳っておく必要がある、どこかでそういった表現があると良いと思いました。

- 会長 最終行について、「取組を進めていきます。」と書かれていますが、「進めます。」に修正してください。
また、図のタイトルは正確に表記してください。
では、次に「(1) 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進」に移ります。4行目に「保育・教育・学校」と書かれていますが、これは何の並べ方ですか。「教育」は要らないのではないのでしょうか。
- 副会長 前回の方針では学校教育の段落が別で作られています、今回はまとめられていますので、こういったことが起こっているのだと思います。男女やジェンダー平等教育も学校教育で系統立ててやっていくということは別段落で述べる必要があると思いますので、分けていただいたほうが良いと思います。
- 会長 今回まとめられた理由はあるのですか。
- 事務局 今回の文章は2年前に策定いたしました第2次男女共同参画プランから引用しましたので、再度作り直します。
- 会長 子どもの頃からきちんと教えていくことが必要ですので、きちんと段落を設けて書かれたほうが良いと思います。他に意見はありますか。
- 委員 「(2) 女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重」について、ここは女性の項目でしょう。「あらゆる人権の尊重」がなぜここに書かれるのですか。本文内においても、「貧困」や「外国人」などが見られますが、女性の項目に記載するものではないのでは。
- 副会長 おそらく男女共同参画プラン策定の際に、複合差別という状況があり、複合的な困難を抱えさせられている方々について言及しようとしたがために、男女共同参画プランにおいてはこのような表現になっていたのではないのでしょうか。そこはもう少し分かりやすいようにしなければいけない。
- 委員 もう一つ気になったのは、全般的に言葉遣いが気になります。「女性は妊娠・出産に備えての身体的機能を有しているため、女性特有の心身の問題に直面することから、・・・」と書かれていますが、こんな表現が市の方針の中で書かれる文章でしょうか。この表現にあまりにも違和感を覚えた。

委員 同じ箇所で、「性の自己決定への理解や健康づくりに取り組みます。」と書かれていますが、セクシュアル・マイノリティ施策等いろいろやっている中で、「性の自己決定」というこのような表現は、なんとなく違和感があって、この項目全文が受け入れられなかった。必ず結婚・出産をしなければいけないような、自由性がない。女性はこうあるべきだと上から言われているように感じる。

副会長 性の自己決定「権」という意味で、自由だということをもう少し説明することが必要ですね。

委員 また、第2次方針においては、女性の病気のこと等が書かれていますが、他の項目に移行してそれが記載されているのですか。ここではすべてなくなってしまっておりますので、このままで良いのか気になりました。

会長 では女性の項目は（２）、（３）及び10ページのところは全てもう一度検討し直してください。男女共同参画プランの関連があってその言葉が入ってきている部分があるのかと思いますが、先ほどからいろいろな指摘がありますので、考え直してもう一度出していただけますか。事務局のほうでそれでもこのままにすべきだというものがあれば言っていただければ結構です。

事務局 事務局で持ち帰って再考させていただきますので、その結果をまたお示しさせていただきます。

会長 女性の項目ですから、女性以外のことをここで書く必要もないので、整理・再考をお願いします。
では10ページに移りますが、「防災・災害復興」がいきなり出てくることに違和感があるとの指摘がありますので、考えておいてください。

委員 「男性中心の組織」などと書いてしまうと、ああそうかと思って女性の進出が妨げられる気がします。

会長 皆さんが概ね同意されれば書き直していただこうと思います。皆さんよろしいでしょうか。

(一同概ね同意。)

- 会長 では次に移りたいと思いますが、終了時間になってしまっております。残りの分を次回に回すか、延長するかどうか。
- 事務局 皆さんご予定があると思いますので無理には言いませんが事務局側としては、残りの回数が限られておりますので、延長していただけると助かります。
- 委員 審議会をもう1回追加で行ってはどうですか。これだけ意見しなければいけない内容で、このペースではパブリック・コメントにかける案が完成しません。予算の関係でいろいろ問題があるかと思いますが、もう1回追加しないと間に合わない。
- 事務局 もう1回追加で行えるかどうかについては、一度持ち帰って予算の確認、もしくは財政課と協議してみないと分からない状況で、今はっきりと明言することはできない。今の見立てでは難しいのではないかと考えております。
- 会長 では無理なら無理で仕方ないですが、ご尽力お願いします。
では本日どうするかについて賛否をとります。
- (一同延長について同意。)
- 会長 では「5. 子ども」に移ります。何か意見はありますか。
- 委員 ここについても、前回調査が示されていないにもかかわらず、本文で前回調査に触れられていますので、修正をお願いします。
- 事務局 同じグラフ内で前回調査と今回調査が比較されています。
- 会長 他、「12. 0ポイント」という文言は「12ポイント」という表現にすべきではないかとの指摘がありますが、これはこのままで良いと思います。
また、先ほども申し上げましたが、図のタイトルは正確をお願いします。
続いて8段落目、「協力の下」と書かれていますが「協力のもと」への修正をお願いします。

続いて、7段落目において、「平成18年4月に・・・宝塚市要保護児童対策地域協議会を設置し、連携して対応しています。」と書かれていますが、もうすでに設置されているのに「設置し」という文言はおかしいのではないのでしょうか。「連携して」についても、誰が誰と連携しているのですか。お答え願えますか。

事務局

この宝塚市要保護児童対策地域協議会に参加している各機関が、この場を利用して各々連携して対応していますという意味で書いております。

会長

分かりました。

では15ページに移ります。「(1) 児童虐待防止の取組」について、「普及啓発活動」という文言を「啓発活動」に変更するよう提案されています。この表現はもう古いので、「普及」を除きましょう。

他に意見はありますか。

委員

「(2) いじめ防止の取組」の1段落目について、文章がおかしいように感じるので整理していただきたいと思います。

会長

確かに文章がおかしいです。書き直してください。

次に、3段落目でいじめ防止委員会について言及されていますが、もうすでにすべての幼稚園小中学校で設置されているので、「設置される」ではなく「設置されている」に修正してください。できれば何年に設置されたかも記載したほうが良いと思います。

続いて、「(3) 体罰の根絶」です。「体罰は子どもの人権を侵害する行為です。」と記載されていますが、こんなことは誰もが知っています。このような、教えてやろうという書き方はやめてください。この項目は、体罰の根絶のために何をするかということ、方策を書くべきところです。修正してください。

委員

現場のことは私には分かりませんが、宝塚市においてこの体罰の根絶は3行で済む内容なのではないのでしょうか。もう少し5年間で何をするかということはないのですか。

副会長

第2次方針のほうでは「威圧的な言動」について述べられていますが、最近教師の威圧的な言動によって子どもが自殺するという事件がありました。真相ははっきりとは分かっていませんが、体罰はどうしても殴るなど

の身体的な暴力に注目されがちです。先生方が自分は権力を持っているということを自覚するということを含めて、明確にしておくほうが良いと思います。

会長 書き直してください。体罰が不登校、自殺、あるいはいじめ等に繋がっていることが抜けてしまっています。だからこそ、その体罰根絶のための方策を書くべきです。

委員 いずれにしてもこの方針は無期限の方針ではないのですから、5年後にここに書いたことが実行されたかどうか評価することになります。その前提で書いてください。ずっとやっていきますという一般的な書き方ではない。

会長 では次に「(4) 非行防止・健全育成活動の充実」に移ります。1段落目で、「信頼される学校園づくりを目指します。」と書かれていますが、全く関係のないことです。非行防止に向けてどうするかを書くべきであって、目的が違います。地域の人に信頼されることで非行がなくなるわけではありません。書き直してください。

副会長 前回の第2次方針のほうが詳しく書かれている。改良されているのでしたら良いのですがおそらくそうではないのではないかと思います。

会長 ここは子どもの項目です。虐待、いじめ、体罰、非行防止という大変重要なところですよ。それをそれぞれ数行でまとめていること自体がどうかと思います。いじめのことでしたらそれだけで1ページを費やしてでも書かなければいけないことがあるのでは。どこの学校でもいじめがある、いじめによって全国で自殺者も出ている。そういう現状を放っておけないですから、宝塚市も力を入れて書いていただきたいと思います。

では次に「(5) 不登校児童生徒への支援」に移ります。委員より、本文内の「不登校」という文言について、「不登校児童生徒」へ変更するよう提案されています。

委員 「不登校」というのは行為を指している。違和感がある。

会長 修正をお願いします。

- 委員 同じ段落で、「学校へ復帰する力を高め」と書かれていますが、これは復帰すること、復帰させるべきだというのが前提になっているように感じる。今やそういうことではないのではないのでしょうか。変えていただいたほうが良いのではないかと思います。
- 会長 適応教室のように、不登校の子にとってはそこからスタートさせて現場に戻すという考え方があるのかもしれませんが、もうそういう時代ではありません。フリースクール等いろんな進路を子どもたちに見つけていってあげないといけないのに、こういう書き方はどうかという意見だと思います。裏返せば、子どもたちの声を吸い上げた文章にしていかないといけないと思います。
- 委員 同じ段落で、「不登校の数が減少するよう取り組みます。」と書かれていますが、「数」とはどういうことですか。子どもは数字ですか。この書きぶり全体が、行政側から自らの行政施策の目で見ている。協働という意識がない。本気で減らそうとすれば、「不登校の数」なんて数字の問題ではない。
- 会長 一人ひとりの子どもを見ていく姿勢があればこうは表現しません。
さらに、「学校のあり方について検討する」と書かれていますが、誰がどんなところでやるのですか。そんな大それたことは書かないでください。おそらく各学級で不登校が生じないような取組をしなくてはならないということを言いたいのでしょうか、それは「学校のあり方」とは言わない。検討しておいてください。
- 委員 不登校になると、まず担任の先生が自宅に訪問されて、保健室登校やカウンセリングを勧める等いろいろありますが、そういったことが一切書かれていない。これだけを見ても誰が何をどうしてくれるのか全然見えてこない。不登校になったらどうなるのだろうという不安を煽る文章になっていると思う。ここはもっと具体的に5年間で何をやっていくか書いたほうが良いのではないか。実際に青少年センターなどさまざまところで不登校の子どもと関わっているいろいろされていますが、そういったことはここには書かないのですか。
- 委員 同じところで、第2次方針では「別室指導、適応指導教育、訪問指導制度」等制度が書かれているが、今回はどこにも書かれておらず、今何をやっているのか分からない。先ほども話にありましたが、第2次方針と比べ

るとどうも表現が足りていない。

会長 第2次方針に書かれている制度は現在もやっているのに、それを省くのはいけないと思います。学校現場ではすごく苦勞してやっておられます。不登校になってしまった子ども、保護者は大変なのです。その大変な子どもたちにどうやって手を差し伸べるかをここに表していかなければならないと思います。

委員 「一層の充実」と言うと言葉は簡単ですが、それをどうするかが重要です。

会長 (5)は全面改訂してください。そしてもっと熱意あるもの、地域の人目に触れても感心されるものを書いてください。
では次に「(6) 特別支援教育の充実」に移ります。何か意見はありますか。

委員 1段落目に「相談支援から療育、特別支援保育、就学指導、生活支援、・・・」と羅列されていますが、特別支援保育の次に「特別支援教育」も追加していただけないでしょうか。また、生活支援の次に、「たからっこノート」のことについても具体的に書いていただけないでしょうか。
続いて、2段落目で、「特別支援学校の連携」と書かれていますが、養護学校も書いたほうが良いのではないのでしょうか。

会長 特別支援学校という表現は養護学校のことを指しています。宝塚の場合は市立養護学校という名称を未だに使ってありますが、全国的にはこれを特別支援学校と呼んでいるのでこれはこのままで良いです。括弧で（宝塚市立養護学校）とされてはどうですか。

委員 同じ箇所、先ほどから言われていることで、何を書くべきところかという問題なのですが、「どの子どもにとっても理解しやすく、魅力的な授業づくりをめざす」と書かれています。これは当たり前のことで、学校教育においてどの子どもにとっても理解しやすい魅力的な授業をつくるのですが、その中で、特別支援教育はどういうものかということを書くべきだと思います。

委員 第2次方針では障がいのある子どもに対して言及されているのに、今回

は抜けてしまっているのです、せっかく法律ができたのにそこに全く触れないのはどうかと思います。

会長

少し議論を戻します。先ほど委員からご意見いただきました、「たからっこノート」について、これは小・中・高にノートを引き継いで連携していく大事なノートです。それをきちんとやっていくということを書くべきです。

続いて別の委員からの意見についてですが、何を書いているのか具体的に分からないということです。障害者差別解消法のことを書かなければいけません。この法律は合理的配慮の不提供を禁止していることをきちんと書いてください。(6)についても、もう一度検討してください。

では「(7) 一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育」に移ります。何か意見はありますか。

委員

「スクールソーシャルワーカーを配置し」と書かれていますが、すでに設置しているのですよね。

会長

それがどうなのかということを書かなければいけません。

同じ箇所、で、「信頼される学校園づくりのため」と書かれていますが、目的が違います。子どもたちのためにやるのです。

副会長

ここで言うべきか分かりませんが、子どもの権利条約のことがはじめのところでしか触れられていない。この精神に則って、子どもの権利を推進していくのだと思いますので、ここしか書くべきところがないと思います。この条約には大切なキーワードがいろいろ入っておりますので、それらをきちんと語っていく必要がある項目なのではないかと思います。

会長

他、「インクルーシブ教育システム」という表現について、解説が必要との意見が出ています。事務局のほうでは何か考えていらっしゃいますか。

事務局

はい、用語解説をつける予定です。

会長

冒頭の文章にて括弧書きで書くのであれば解説は要らないのです。工夫してください。また、「セーフティネット」についても具体的に記載してください。

続いて(7)に戻ります。1段落目に「様々な体験活動の推進」と書か

れていますが、具体的に書いてください。高齢者や障がい者、あるいは幼児と接する取組を中学校でやっているでしょう。多くの人々と交流することが大事だということを書いてください。

では次に「(8) 子どもの社会参加の促進」に移ります。何か意見はありますか。

委員 この項目ではトライやるウィークなど現在も継続しているものについて、もっと具体的に、継続するのか改良していくのか等書かないのですか。

会長 トライやるウィークは中学2年生のすべての子が地域に出て、職業体験をするものです。是非書いてください。

委員 トライやるウィークを経験した子どもたちがその職業に就いて夢を叶えている時代なので、大きな成果をあげている成功例だと思います。

会長 では次に「(9) すべての子どもと家庭・地域への支援」に移ります。2段落目において、先ほども申し上げましたが「課題を抱える子どもや家庭」という表現について、考えておいてください。

委員 孤食（個食）等の様々な問題に対して、子ども食堂など貧困に関わっているものがすでに始まっているので、そういったことも加えていただければ、関心の高まり・協働に繋がっていくのではないかと思います。

協働と言いながら、市民が立ち上げたものに関して全く触れられていない。

委員 市民と市の計画なのに、市のことしか書かれていない。10年間で市がやることを市民が補ってきており、それで全体の施策となっている。5年後を見据えればこれから市民に担ってもらうところも相当増えるはず。その視点で書かなければいけない。市が中核を担っている視点ではいけない。市民が何をやったかを評価しながら書いてほしい。

会長 他に意見はありますか。

委員 性的マイノリティの子どもたちを実際に受け入れている学校があり、その授業が保護者向け、教職員向け、子ども向けに始まっている。そのこともどこかに書いてほしい。それも市民の力、当事者の力で始まっています。

会長 では次に「(10) 子どもの人権擁護の推進」に移ります。この項目は新たに追加されたものです。委員より、「人権にかかわる今日的な課題」という表現について、明確に書くべきとの意見をいただいております。たとえば虐待、貧困、いじめ、不登校、スマホ、学力等、きちんと示すべきです。

委員 子どもの権利サポート委員会の活動が始まっているが、どこにも書かれていない。この5年間でそれを拡充するのか、有効になっているのかもきちんと書かなければいけない。

委員 全般的に抜けているものがたくさんあるようだが、10年前に策定されたものに対して、検証・評価したものが本当に今回の案に反映されているのかと疑問に感じる。前回のもとは全く分断されたような計画になっているように思う。前回を検証しないまま次の施策を定めても本当に実行できるのか疑問である。細かい検証は不要だが、もう一度前回のものを見えるべき。

会長 では最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 次回の審議会についてですが、11月28日(火) 14時から16時に、市役所3階特別会議室にて開催いたします。

会長 時間についてですがおそらく延長することになりますので時間を早めてみてはどうですか。

事務局 13時からでいかがでしょうか。

(一同異議なし。)

会長 終了時間については明言できませんがよろしくをお願いします。
では以上で本日の審議会は終了いたします。ありがとうございました。